

Press Release

令和7年7月4日

【照会先】老健局 高齢者支援課

高齢者居住支援専門官 落合 明美(内線 3976) 高齢者居住支援係 楠田 明浩(内線 3981)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2888

報道関係者 各位

「令和6年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査(第 16 回)」結果

厚生労働省では、「令和6年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査 (第 16 回)」を実施し、今般、別添のとおり調査結果を取りまとめましたので発表します。

本調査においては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、施設名称や管理者などを届け出ることを義務付けられている有料老人ホーム(※)に該当しながら、届出が行われていない施設(いわゆる「未届の有料老人ホーム」)について、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)に対して、届出や指導状況等の調査を行いました。

(※) 有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条第1項に基づき、高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれかのサービスを行う施設をいう。

調査の実施に当たっては、未届の有料老人ホームに関する情報を幅広く収集し、報告してもらうため、有料老人ホームの届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局等の関係部局と連携して情報を収集するとともに、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設も報告対象としています。

その結果、令和6年6月30日時点で、

- ・届出された有料老人ホームの数は 17,246 件(前年度 16,543 件)
- ・未届の有料老人ホームの数は584件(前年度604件)
- ・<u>有料老人ホーム全体に占める未届有料老人ホームの割合は3.3%(前年度3.5%)</u> となっています。

なお、前年度未届であった有料老人ホーム 604 件については、令和 6 年 6 月 30 日までに 46 件が届出され、また、63 件が有料老人ホームに該当しなかったもの等であることが確認されました。

また、未届の有料老人ホームに関する調査にあわせて、前払金の保全措置の実施状況の調査も行いました。

その結果、有料老人ホーム 17,246 件のうち、前払金を徴収している有料老人ホームの数は 2,317 件あり、このうち、保全措置を講じていない有料老人ホームの数は 23 件 (前年度 52 件)、前払金を徴収している有料老人ホームに占める保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は、1.0% (前年度 2.3%) となっています。

上記の調査結果を踏まえ、未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取組の徹底、入居者の処遇等に関する指導を強化するため、厚生労働省では、7月4日付けで、都道府県等に対し、

- 1)未届の有料老人ホームについて速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する厳正かつ適切な指導監督を徹底すること
- 2) 未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、関係部局や市区町村と引き続き連携を図るとともに、届出を促進するため、届出制度の周知を図るなどの取組みを強化すること
- 3) 前払金の保全措置が義務付けられているにもかかわらず、保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対しては、改善に向けて重点的に指導・監督を行うこと。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った場合は、罰則の適用も視野に入れ、事業者に対してより厳正な対応を図ること

を求める通知を出し、更なる指導監督の徹底を要請したところです。

なお、今年度においても6月30日時点の状況について、調査を実施する予定です。

令和7年7月4日 厚生労働省老健局高齢者支援課

令和6年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等 のフォローアップ調査 (第16回) 結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について(令和6年11月27日付け事務連絡)」に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第1回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第6回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数**	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第7	7 回	第8回	第9回	第 10 回	第 11 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点	H30.6.30 時点	R1.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	_	11,739 件	12,608 件	13,354 件	14,118 件
②未届施設数**	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件	897 件	665 件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	_	90.7%	92.3%	93.7%	95.5%
④未届率 (2/①+2)×100	8.7%		9.3%	7.7%	6.3%	4.5%

	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回	第 16 回
	R2.6.30 時点	R3.6.30 時点	R4.6.30 時点	R5.6.30 時点	R6.6.30 時点
①届出施設数	14,695 件	15,363 件	15,928 件	16,543 件	17,246 件
②未届施設数**	641 件	656 件	626 件	604 件	584 件
③届出率 (①/①+②)×100	95.8%	95.9%	96.2%	96.5%	96.7%
④未届率 (②/①+②)×100	4.2%	4.1%	3.8%	3.5%	3.3%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出/未届の施設数

	第1回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第6回
	H21.5.1	H21.11.1	H22.11.1	H23.11.1	H24.11.1	H25.11.1
	~H21.10.31	~H22.10.31	~H23.10.31	~H24.10.31	~H25.10.31	~H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数**	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第	7 回	第8回	第 9 回	第 10 回	第 11 回
	H26.11.1 ~H27.6.30	H27.7.1 ~H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ~H28.6.30	H28.7.1 ~H29.6.30	H29.7.1 ~H30.6.30	H30.7.1 ∼R1.6.30
①届出施設数	686 件	_	1,112 件	869 件	746 件	997 件
②未届施設数**	288 件	633 件	127 件	199 件	212 件	150 件

	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回	第 16 回
	R1.7.1	R2.7.1	R3.7.1	R4.7.1	R5.7.1
	\sim R2.6.30	\sim R3.6.30	\sim R4.6.30	\sim R5.6.30	\sim R6.6.30
①届出施設数	807 件	845 件	881 件	909 件	892 件
②未届施設数**	160 件	179 件	117 件	90 件	89 件

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 本調査期間(令和5年6月30日~令和6年6月30日)において把握した未届の有料 老人ホームに対する指導状況(令和6年6月30日時点)

		施設数	届出 に係る指導
令和 5	年6月30日時点の「未届の有料老人ホーム数」 (※1)	604 件	366 件
	(うち) 令和6年6月30日までに届出済	46 件	37 件
	(うち) 令和6年6月30日時点で未届	495 件	292 件
	(うち) 実態調査の結果、有料老人ホームに該 当しなかったもの等(※2)	63 件	37 件
	年7月1日~令和6年6月30日の間に新たにた「未届の有料老人ホーム数」(※1)	116 件	60 件
	(うち) 令和6年6月30日までに届出済	12 件	11 件
	(うち) 令和6年6月30日時点で未届	89 件	41 件
	(うち) 実態調査の結果、有料老人ホームに該 当しなかったもの等 (※2)	15 件	8 件

- (※1) 「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行う ために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。
- (※2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの等。
- 3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの保全措置の状況について (令和6年6月30日時点)

老人福祉法第29条第9項に基づき、有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

				施設数
有制	斗老 /	人ホー	- ム数 ※ 平成 18 年 3 月 31 日以前に届出されたものを含む	17,246 件
	()	j ち)	前払金を徴収している施設数	2,317 件
		(う	ち) 前払金の保全措置を講じている施設数(①)	2,294 件
			銀行等による連帯保証委託契約	889 件
			信託会社等による信託契約	746 件
			全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	490 件
			保険会社による保証保険契約	118 件
			その他	51 件
		(う	ち) 前払金の保全措置を講じていない施設数(②)	23 件
			②/ (①+②) ×100	1.0%

令和6年6月30日時点

1			有料老人	ホームの	△和5年6日	200 • • • • •	E6 8 20 8 1 - t > 1-	+ Z 土 尺 の 左 剉 :	*1+_/(%9	P能加提内のt		16年6月30日時点
# 20			届出	状況								
## 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日												
日本日本	所管自治体			人ホーム数	会和6年6日3 ()日まで届出済	会和6年6日30	n日時占で未届	今和6年6日3 (の日まで届出済	会和6年6日3	の日時占で未届
日本語画				中のものを含								
************************************				む)		届出に関する		届出に関する		届出に関する		届出に関する
(日本語書						指導件数						指導件数
注意度 1000 左射度 2000 左射度 2000		01 北海道				1 0						41
新原元 031 新原元 031 新原元 031 00	北海道		390	22			22	21				0
京五郎 ○京正本 392 0 0 0 0 2 2 0 0 0												0
# 音形												0
大子中 033 八子中 23 10 0 0 0 0 0 0 0 0	青森県	0200 青森県	230	0	0	0	0	0	2	0	0	0
古												0
理解				_								0
Year Year	盛岡市	0351 盛岡市	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NADE 10 10 10 10 10 10 10 1				13 5								0
契約				8	0		7	0				0
0. 山野県 1.0 日本 1.0 日本	秋田県	0500 秋田県	81		1	0	9	1	0	0	0	0
山田県 1000 山田県 146					0							0
「日本語 177 3 1 0 1 1 0 0 2	山形県	0600 山形県	145	0	1	0	0	0	0	0	0	0
報告所 0751 報告所 20 0 0 0 0 0 0 0 0	07 福島県	07 福島県	177	3	1	0	1	1	0	0	2	1
野山市 0752 於山市 20 0 0 0 0 0 0 0 0				_	1 0							1 0
20 美級県 02 美級県 192 4 0 0 0 6 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	郡山市	0752 郡山市	20	0	0	0		0	0	0	0	0
水戸市	08 茨城県	08 茨城県	218	6	0	0	6	2	0	0	0	0
98 無条集 128 3 1 0 2 2 2 0 0 1 1				4								0
中部官市 051 부하였市 22 0 0 0 0 0 0 0 0	09 栃木県	09 栃木県	125	3				_	_			0
#無無無 1000 解解展 1313 5 0 0 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0								0
新橋市 1051 前橋市 105												0
11 韓東県 11 韓東県 11 韓東県 1772 11 0 0 10 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 1 2 0 0 0 1 2 0 0 0 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	前橋市	1051 前橋市	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0
전域												0
川城市				8			7	1				1 0
接谷市 1153 総谷市 28 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 12 1 2 千葉県 12 千葉県 595 39 6 0 28 7 1 0 0 11 1 千葉県 121 千葉市 109 23 0 0 21 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	川越市	1151 川越市	21	_	0	0			0	0	0	0
千葉県 1200千葉県 388 15 6 0 7 7 1 0 8 新婚市 1211年兼市 109 23 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>				0			0		-	0	0	0
日報行 1251 総積市 109 23 0 0 0 21 0 0 0 2 柏市 1252 総積市 58 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		=						7	1			7
柏市 122 柏市 40	千葉市	1211 千葉市	109	23	0	0	21		_	0	2	2
東京都 1300東京都 1088 10 0 0 0 0 0 0 0 0				1								0 1
八王子市						0				0	0	0
神奈川県 1400 神奈川県 416 39 0 0 21 7 0 0 18	八王子市	1351 八王子市	51	0			0			0	0	0
川崎市 1412 川崎市 119	神奈川県	1400 神奈川県	416	39	0	0	21	7	0	0	18	2
相様原市 1413 相様原市 111 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1								1 0				1 0
15 新潟県	相模原市	1413 相模原市	111				0		0	0	0	0
16 富山県	15 新潟県	15 新潟県	153	_	0	0	1	0	0	0	1	0
16 富山県				1								0
富山市 1651 富山市 63 4 0 0 0 1 0 <t< td=""><td>16 富山県</td><td>16 富山県</td><td>119</td><td>7</td><td>0</td><td></td><td></td><td>_</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td></t<>	16 富山県	16 富山県	119	7	0			_	0	0	4	0
石川県 1700 石川県 金沢市 1751 金沢市 188 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	富山市	1651 富山市	63		0	0	2	1	0	0	2	0
金沢市 1751 金沢市 88 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1				0						0	0	0
福井県 1800 福井県 29 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	金沢市	1751 金沢市	88	1								0
19 山梨県	福井県	1800 福井県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県 1900 山梨県 34 1 0 <	19 山梨県	19 山梨県	51	0	0	0	0		0	0	1	0
20 長野県 20 長野県 281 5 1 0 3 1 0 0 2 長野市 2005 長野市 61 11 0 0 1 0	山梨県	1900 山梨県	34	1	0		0		0	0	1	1 0
長野市 2051 長野市 61 1 0 0 1 0	20 長野県	20 長野県	281	5	1	0	3	1	0	0	2	0
松本市 2052 松本市 55 1 0 0 1 1 0 0 0 21 岐阜県 21 岐阜県 311 2 0 0 2 2 0 0 0 岐阜市 2151 岐阜市 97 0 0 0 0 0 0 0 0 0 22 静岡県 28 静岡県 348 6 0 0 6 1 0 0 0 22 静岡県 223 2 0 0 2 1 0 0 0 静岡市 2200 静岡市 79 4 0 0 4 0 0 0 0 張松市 2211 静岡市 79 4 0 0 4 0 0 0 0 0 近城市 2212 浜松市 46 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 23 愛知県 2300 愛知県 46 44 0 0 39 39 0 0 5 委出県 131 名古屋市 546 19 4 0 13 13 1 0 6 豊橋市 2351 豊橋市 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>				3 1								0
岐阜県 2100 岐阜県 214 2 0 0 2 2 0 0 0 0 0	松本市	2052 松本市		1				1				0
22 静岡県 22 静岡県 348 6 0 0 6 1 0 0 0 静岡県 2200 静岡県 223 2 0 0 2 1 0 0 0 0 静岡市 2211 静岡市 79 4 0 0 4 0	岐阜県	2100 岐阜県	214	2	0	0	2	2	0	0	0	0
静岡県 2200 静岡県 223 2 0 0 2 1 0 0 0 静岡市 2211 静岡市 79 4 0 <				0				0				0
浜松市 2212 浜松市 46 0 0 0 0 0 0 0 0 23 愛知県 23 愛知県 1,190 70 4 0 57 53 1 0 13 愛知県 2300 愛知県 446 44 0 0 39 39 0 0 5 各古屋市 2311 名古屋市 546 19 4 0 13 13 1 0 6 豊橋市 2351 豊橋市 36 1 0 0 1 0 0 0	静岡県	2200 静岡県	223	2	0	0	2	1	0	0	0	0
愛知県 2300 愛知県 446 44 0 0 39 39 0 0 5 名古屋市 2311 名古屋市 546 19 4 0 13 13 1 0 6 豊橋市 2351 豊橋市 36 1 0 0 1 0 0 0 0	浜松市	2212 浜松市	46		0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市 2311 名古屋市 546 19 4 0 13 13 1 0 6 豊橋市 2351 豊橋市 36 1 0 0 1 0 0 0 0												13 5
	名古屋市	2311 名古屋市	546	19	4	0	13	13	1	0	6	6
	岡崎市	2352 岡崎市	33	3	0	0	1	1	0	0	2	2
豊田市 2353 豊田市 34 0 0 0 0 0 0 0 0 0 一宮市 2354 一宮市 95 3 0 0 3 0 0 0 0 0												0

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

		有料老人 届出		令和5年6月	30日~令和6年	∓6月30日にお げ	ナる未届の有料:	老人ホーム(※写	実態把握中のも		116年6月30日時点 する指導状況
		温出	-DCDC)あった未届の存 合む)に対する			日以降に新たに 長把握中のもので		
所管自治体		有料老人ホー ムの届出済施 設数	未届の有料老 人ホーム数 (※実態把握 中のものを含		0日まで届出済 れたもの)		0日時点で未届 (いないもの)		0日まで届出済 いたもの)		0日時点で未届 [いないもの]
		22	t)		届出に関する 指導件数		届出に関する 指導件数		届出に関する 指導件数		届出に関する 指導件数
24 三重県 25 滋賀県	24 三重県 25 滋賀県	226 54	1	0	0	1	0	0	0	0	0
滋賀県	2500 滋賀県	33	1	1	1	1	0	0	0	0	
大津市	2551 大津市	21	0	0	0			0	0		
26 京都府 京都府	26 京都府 2600 京都府	115 24	1	0	0		0	0	0		C
京都市	2611 京都市	91	0	0	0			0	0		
27 大阪府	27 大阪府	1,464	64	3	0		33	0	0		2
大阪府 大阪市	2700 大阪府 2711 大阪市	455 437	14 30	3 0	0		28	0	0		0
堺市	2712 堺市	162	8	0	0		0	0	0		0
豊中市 吹田市	2751 豊中市 2752 吹田市	58 33	0	0	0		0	0	0		0
高槻市	2753 高槻市	30	0	0	0		0	0	0		0
枚方市	2754 枚方市	77	3	0	0		3	0	0		0
八尾市 寝屋川市	2755 八尾市 2756 寝屋川市	50 49	6	0	0		0	0	0	0	0
東大阪市	2757 東大阪市	113	1	0	0	1	1	0	0	0	C
28 兵庫県	28 兵庫県	364	67	11	0		27	1	0		0
兵庫県 神戸市	2800 兵庫県 2811 神戸市	98 104	8 11	2 3	0		5	0	0	0	0
姫路市	2851 姫路市	68	25	5	0	25	13	0	0	0	0
尼崎市 明石市	2852 尼崎市 2853 明石市	49 7	22 0	1 0	0	22 0	2	0	0	0	0
西宮市	2854 西宮市	38	1	0	0		0	1	0		
29 奈良県	29 奈良県	153	4	0	0		1	2	0		
奈良県 奈良市	2900 奈良県 2951 奈良市	90 63	0	0	0		0	2	0		
30 和歌山県	30 和歌山県	182	3	0	0		1	1	0		1
和歌山県	3000 和歌山県	64	0	0	0		0	1	0		0
和歌山市 31 鳥取県	3051 和歌山市 31 鳥取県	118 67	3	0	0		0	0	0	1 0	1
鳥取県	3100 鳥取県	37	0	0	0		0	0	0	0	C
	3151 鳥取市 32 島根県	30 83	0	0	0		0	0	0		C
島根県	3200 島根県	48	1	0	0		1	0	0		C
松江市	3251 松江市	35	0	0	0		0	0	0		C
33 岡山県 岡山県	33 岡山県 3300 岡山県	225 70	6	0	0		1	0	0		1
岡山市	3311 岡山市	89	4	0	0		0	0	0		C
	3351 倉敷市 34 広島県	66 167	0	0	0			0	0		
広島県	3400 広島県	47	1	0	0		0	0	0		
広島市	3411 広島市	71	0	0	0			0	0	_	
具市 福山市	3451 呉市 3452 福山市	7 42	0	0	0		0	0	0		0
35 山口県	35 山口県	291	0	0	0			0	0	0	0
山口県 下関市	3500 山口県 3551 下関市	219 72	0	0	0				0		
36 徳島県	36 徳島県	70	2	0	0		1	0	0	0	C
37 香川県	37 香川県	145	1	0			0	1	0		
香川県 高松市	3700 香川県 3751 高松市	63 82	0	0			0		0		
38 愛媛県	38 愛媛県	200	3	0	0	1	1	0	0	2	2
愛媛県 松山市	3800 愛媛県 3851 松山市	118 82	3	0	0		1 0	0	0		2
39 高知県	39 高知県	72	14	0	0	10	3	0	0	4	2
高知県高知市	3900 高知県 3951 高知市	29 43	6 8	0	0		2	0	0		2
	40 福岡県	1,079	13	5			1	2	0		
福岡県	4000 福岡県	546	7	0	0		0	0	0		2
北九州市 福岡市	4011 北九州市 4012 福岡市	214 252	4 2	<u>5</u>	0		1 0	0	0		C
久留米市	4051 久留米市	67	0	0	0	0	0	0	0	0	C
41 佐賀県 42 長崎県	41 佐賀県 42 長崎県	297 203	41	<u>3</u>	0		39	0	0		
長崎県	4200 長崎県	102	1	0	0		1	0	0	0	C
長崎市	4251 長崎市	59	0	0	0			0	0		
佐世保市 43 熊本県	4252 佐世保市 43 熊本県	42 464	7	1	0			0	0		1
熊本県	4300 熊本県	295	2	0	0	1	0	0	0	1	C
生物 44 大分県	4311 熊本市 44 大分県	169 382	5 1	<u>1</u>	0		2	0	0		1
大分県	4400 大分県	209	1	0	0	1	0	0	0	0	(
大分市	4451 大分市	173	0	0	0		0		0		
45 宮崎県 宮崎県	45 宮崎県 4500 宮崎県	500 296	1	0	0		0	0	0		
宮崎市	4551 宮崎市	204	0	0	0	0	0	0	0	0	(
46 鹿児島県 鹿児島県	46 鹿児島県 4600 鹿児島県	392 209	6	0	0		1	0	0		(
鹿児島市	4651 鹿児島市	183	4	0	0	3	0	0	0	1	(
47 沖縄県	47 沖縄県	431	4	0	0		1	1	0		1
沖縄県 那覇市	4700 沖縄県 4751 那覇市	346 85	2	0	0		0	0	0		1
7月7年月1月	V : ///=// []	85	2	0		· '	· '	U	U	· · · · · · · · ·	

前払金の保全措置の状況について

		有料老人ホー	-ム数(※))							令和6	年6月30日時点
		11110741		払金を徴収して	いる施設数							
所管自治体				(うち)前払金の	の保全措置を講じてし	いる施設数	(八)人団 左州 老 1	1		(うち)前払金の係	R全措置を講じて	いない施設数
					(イ)銀行等による連 帯保証委託契約	(ロ)信託会社等によ る信託契約	(ハ)全国有料老人 ホーム協会による入 居者生活保証制度	(二)保険会社による 保証保険契約	(ホ)その他		指導件数	改善済
合 計		17,246	2,317	2,294	889	746	490		51	23	11	C
01 北海道 北海道	01 北海道 0100 北海道	1153 390	65 8	65 8	15	18			1	0	0	0
札幌市	0111 札幌市	418	54	54	11	16	27		0	0	0	C
函館市 旭川市	0151 函館市 0152 旭川市	68 277	2	2	0	0		1 0	0	0		C
02 青森県	02 青森県	382	6	6	2	0	4	. 0	0	0	0	C
青森県	0200 青森県 0251 青森市	230 113	0	0	0	0			0	0		C
八戸市	0251 月林市	39	5	5	1	0		0	0	0		C
03 岩手県	03 岩手県 0300 岩手県	229	8	6	3	0		0	3	2	1 0	C
岩手県 盛岡市	0300 岩子県	119 110	4	3	3	0			0	1	1	0
04 宮城県	04 宮城県	255	23	23	7	9			0	0		C
宮城県 仙台市	0400 宮城県 0411 仙台市	144 111	23	23	7	9		0	0	0		0
05 秋田県	05 秋田県	114	1	1	0	1	0	0	0	0		C
秋田県 秋田市	0500 秋田県 0552 秋田市	81 33	1	0	0	0	0		0	0		C
06 山形県	06 山形県	192	12	12	1	0		0	11	0		0
山形県 山形市	0600 山形県 0651 山形市	145 47	11	11	0	0			0	0		0
07 福島県	07 福島県	177	11	11	2	4	5	0	0	0	0	C
福島県福島市	0700 福島県 0751 福島市	56 35	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0
郡山市	0752 郡山市	20	1	1	0	1	0		0	0	0	C
いわき市 08 茨城県	0753 いわき市 08 茨城県	66 218	29	29	7	7	4	0	0	0		0
茨城県	0800 茨城県	192	19	19	6	3	10	0	0	0	0	C
水戸市 09 栃木県	0851 水戸市 09 栃木県	26 125	10 7	10 7	5	2	5	0	0	0		
栃木県	0900 栃木県	103	4	4	3	1	0	0	0	0	0	C
宇都宮市	0951 宇都宮市 10 群馬県	22 514	9	3	2	1 2	0		0	0		0
群馬県	1000 群馬県	313	4	4	1	2	1	0	0	0	0	C
前橋市高崎市	1051 前橋市 1052 高崎市	108 93	0 5	0 5	0	0		0	0	0		C
11 埼玉県	11 埼玉県	772	181	180	68	87	19		0	1	0	C
埼玉県 さいたま市	1100 埼玉県 1111 さいたま市	450 180	86 54	85 54	32 20	40 29	9		0	1 0	0	C
川越市	1151 川越市	21	4	4	0	3	1	0	0	0	0	C
川口市 越谷市	1152 川口市 1153 越谷市	93 28	29 8	29 8	16	9			0	0		C
12 千葉県	12 千葉県	595	177	177	48	66	38	20	5	0	0	C
千葉県 千葉市	1200 千葉県 1211 千葉市	388 109	103 44	103 44	28 13	31 18	23		2	0		0
船橋市	1251 船橋市	58	17	17	3	10	4	. 0	0	0	0	C
柏市 13 東京都	1252 柏市 13 東京都	40 1,139	13 707	13 702	306	7 238	2 96		0	5		C
東京都	1300 東京都	1088	690	685	300	234	89	62	0	5	5	C
八王子市 14 神奈川県	1351 八王子市 14 神奈川県	51 1,118	17 464	17 460	150	192	7 98	7	13	0	0	
神奈川県	1400 神奈川県	416	158	158	45	61	52	0	0	0		C
横浜市川崎市	1411 横浜市 1412 川崎市	350 199	160 110	160 106	44 51	75 39		3	10	0	0	C
相模原市	1413 相模原市	111	16	16	3	7	3		2	0		C
横須賀市 15 新潟県	1451 横須賀市 15 新潟県	42 153	20 13	20 13	7	10		0	0	0		0
新潟県	1500 新潟県	69	10	10	4	1	5	0	0	0	0	C
新潟市 16 富山県	1511 新潟市 16 富山県	84 119	3	3	0	1 0	2			0		0
富山県	1600 富山県	56	1	1	1	0	0	0	0	0	0	C
富山市 17 石川県	1651 富山市 17 石川県	63 147	7	6	3	0						C
石川県	1700 石川県	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
金沢市 18 福井県	1751 金沢市 18 福井県	88 37	7	6	3	1 0				1 0		0
福井県	1800 福井県	29	1	1	1	0	0	0	0	0	0	C
福井市 19 山梨県	1851 福井市 19 山梨県	8 51	7	3 7	3	3		0		0		0
山梨県	1900 山梨県	34	4	4	2	1	1	0	0	0	0	C
甲府市 20 長野県	1951 甲府市 20 長野県	17 281	3 21	3 21	1 6	2			0	0		0
長野県	2000 長野県	165	9	9	2	5	2	0	0	0	0	0
長野市 松本市	2051 長野市 2052 松本市	61 55	5 7	5 7	3	1 2	0			0		0
21 岐阜県	21 岐阜県	311	8	7	2	2	3	0	0	1	0	C
岐阜県 岐阜市	2100 岐阜県 2151 岐阜市	214 97	8	7	2	2			0	1 0	0	0
22 静岡県	22 静岡県	348	46	45	10	14	20	0	1	1	0	C
静岡県 静岡市	2200 静岡県 2211 静岡市	223 79	26 11	26 10	8	7 3			0	0	0	C
浜松市	2212 浜松市	46	9	9	1	4	4	. 0			0	C
23 愛知県 愛知県	23 愛知県 2300 愛知県	1,190 446	63 17	63 17	27 5	12 6			0	0		C
変知県 名古屋市	2300 愛知県 2311 名古屋市	546	37	37	20	1			0	0		0
豊橋市	2351 豊橋市	36	1	1	0	1	0		0	0		0
囲崎市 豊田市	2352 岡崎市 2353 豊田市	33 34	0 4	0 4	2	0 1	0	0		0		0
一宮市	2354 一宮市	95	4	4	0	3	1	0		0		C

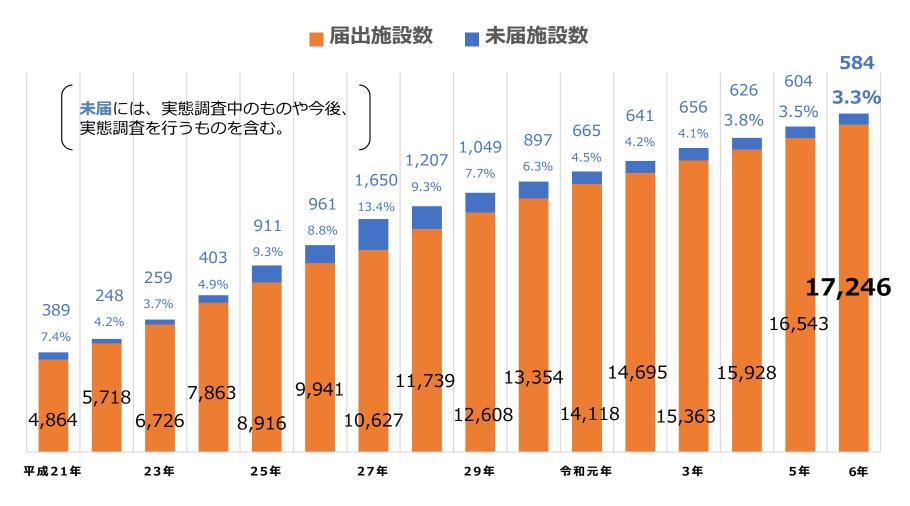
前払金の保全措置の状況について

		有料老人ホー 			コンス体記券							
			(つち) 削	払金を徴収して	.いる施設剱 の保全措置を講じてし	(ス体設数				(うた)前払 全のほ	呆全措置を講じて に	、たい、体設数
所管自治体				(75)刑私並((イ)銀行等による連	(ロ)信託会社等によ	(ハ)全国有料老人	(二)保険会社による	(±)7.0 /b	(プラ/削払並の)		
					帯保証委託契約	る信託契約	ホーム協会による入 居者生活保証制度	保証保険契約	(ホ)その他		指導件数	改善済
4.三重県	24 三重県	226	1	1	0	1	C		C			
5 滋賀県 滋賀県	25 滋賀県 2500 滋賀県	54 33	7	7	0	1 0	6	_	C	0		
大津市	2551 大津市	21	6	6	0	1	5	0	C			
6 京都府	26 京都府	115	43			8			C			
京都府京都市	2600 京都府 2611 京都市	24 91	7 36	7 36	16	0	5		0	0 0		
7 大阪府	27 大阪府	1,464	122	121	54	33			2	2 1	1	
大阪府	2700 大阪府	455	32	32	13	12	7	·	C			
大阪市 堺市	2711 大阪市 2712 堺市	437 162	35 8	35 8	16	12	3		C			
豊中市	2751 豊中市	58	11	11	5	2	2		2	0		
吹田市	2752 吹田市	33	7	7	5	0			C	0		
高槻市	2753 高槻市 2754 枚方市	30 77	13	9	2 8	2	5		C		ŭ	
八尾市	2755 八尾市	50	0		_	0			0		_	
寝屋川市	2756 寝屋川市	49	5	4	1	1	2		C	1	1	
東大阪市	2757 東大阪市	113	2	2	0	1	1	0	C	0		
8 兵庫県 兵庫県	28 兵庫県 2800 兵庫県	364 98	93 28	91 28	38 14	11	35		.3	3 0	0	
神戸市	2811 神戸市	104	33	33	8	0		0	C		_	
姫路市	2851 姫路市	68	6	5	3	2	C		C	1	0	_
尼崎市 明石市	2852 尼崎市 2853 明石市	49 7	6	6	3	1 0	1	0	2	0 0		
西宮市	2854 西宮市	38	19	18	·	7	C		1	1	0	
9 奈良県	29 奈良県	153	20	20		5			C			
奈良県 奈良市	2900 奈良県 2951 奈良市	90 63	10 10	10 10		2	4		C			
0 和歌山県	30 和歌山県	182	4	4	2	0		-	C			
和歌山県	3000 和歌山県	64	1	1	0	0		0	C			
和歌山市 1 鳥取県	3051 和歌山市	118 67	3	3		0			0	0 0		
鳥取県	31 鳥取県 3100 鳥取県	37	0			0			0			
鳥取市	3151 鳥取市	30	0	0		0			C			
2島根県	32 島根県	83	0	0		0			C		_	
島根県 松江市	3200 島根県 3251 松江市	48 35	0			0			C			
3 岡山県	33 岡山県	225	22	22		4	1	0	4	0		
岡山県	3300 岡山県	70	4	4	3	1	C		C	0	ŭ	
岡山市 倉敷市	3311 岡山市 3351 倉敷市	89 66	13 5	13 5	8	1 2	1		4	0		
4 広島県	34 広島県	167	23	23	13	2	1	6	1	0		
広島県	3400 広島県	47	4	4	3	0			1	0		
広島市	3411 広島市	71	17	17	10	1	C		0	0	_	
具市 福山市	3451 呉市 3452 福山市	42	2	2	0	1	1	0	0	0	ŭ	
5 山口県	35 山口県	291	3	2	2	0	C		C	1	1	
山口県	3500 山口県	219	3	2	2	0			C	1 0	1 0	
下関市 6 徳島県	3551 下関市 36 徳島県	72 70	0	0	0	0			0	·		
7 香川県	37 香川県	145	5	5	0	0			3	0	0	
香川県	3700 香川県	63	0 5	0	0	0			0	0		
高松市 8 愛媛県	3751 高松市 38 愛媛県	82 200	5	5	0	0	2	0	3	0	0	
愛媛県	3800 愛媛県	118	1	1	0	0	1	0	C	0		
松山市	3851 松山市	82	3	3	1	1	1					
9 高知県 高知県	39 高知県 3900 高知県	72 29	1	3	2	0		0	C	_		
高知市	3951 高知市	43	2	2	2	0			C			
0 福岡県	40 福岡県	1,079	67	63		8			C		2	
福岡県 北九州市	4000 福岡県 4011 北九州市	546 214	23 5	22 5	12	2	8		C		0	
福岡市	4012 福岡市	252	34			4			0			
久留米市	4051 久留米市	67	5	4	3	1	C		C		0	
1 · 佐賀県 2 長崎県	41 佐賀県 42 長崎県	297 203	0			0			0			
2 長崎県 長崎県	42 長崎県 4200 長崎県	102	1	1	1	0			C			
長崎市	4251 長崎市	59	1	1	1	0	C	0	C	0	0	
佐世保市	4252 佐世保市	42	0	0		0			0			
3 熊本県 熊本県	43 熊本県 4300 熊本県	464 295	7	7	6	0		0	C			
熊本市	4311 熊本市	169	6			0			0			
4 大分県	44 大分県	382	7	7	6	0			C			
大分県 大分市	4400 大分県 4451 大分市	209 173	2 5	5	5	0			0			
	45 宮崎県	500	0			0						
宮崎県	4500 宮崎県	296	0	0	0	0	C	0	C	0	0	
宮崎市	4551 宮崎市	204	0			0			0			
6 鹿児島県 鹿児島県	46 鹿児島県 4600 鹿児島県	392 209	13			3			0			
鹿児島市	4651 鹿児島市	183	13			3						
7 沖縄県	47 沖縄県	431	1	1	0	1	C		C	_	_	
沖縄県	4700 沖縄県	346	1	1 0	0	1 0	0	0	C	0	0	

[※] 平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームを含む。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、 都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。

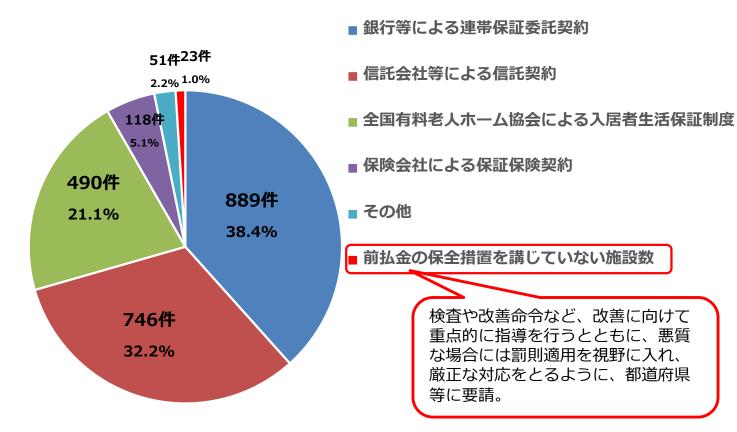


出典:厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(平成21年~26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点)

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、 令和3年度まで前払金の保全措置の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては、 経過措置が終了している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余 分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要。

違反施設の割合		
平成23年度	19.8%	
24年度	17.2%	
25年度	11.7%	
26年度	9.3%	
27年度	6.0%	
28年度	4.0%	
29年度	2.9%	
30年度	4.1%	
令和元年度	2.1%	
2 年度	2.0%	
3年度	2.0%	
4年度	1.8%	
5年度	2.3%	
6年度	1.0%	



有	料老人ホーム数	17,246件
	(うち) 前払金を受領している施設数	2,317件
	(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数	23件

出典:厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(令和6年6月30日時点)

老高発 0 7 0 4 第 2 号 令 和 7 年 7 月 4 日

都道府県各 指定都市中 核 市

民生主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」(令和6年11月27日付け厚生 労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において依頼した有料老人ホームに対する指導状況 等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)におかれては、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、今年度においても引き続き調査を実施する予定であることを申し添える。

記

- 1. 令和6年度フォローアップ調査(第16回)の結果について
- (1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導 監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人 ホーム(実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。)が確認され た。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回(令和5年度)調査の604件(有料老人ホーム全体に占める割合3.5%)に対し、今回(令和6年度)調査では584件(同3.3%)と、件数、有料老人ホーム全体に占める割合ともに減少した。

なお、前回(令和5年度)調査で未届であった有料老人ホーム604件については、令和6年6月30日までに46件が届出され、63件が有料老人ホームに該当しなかったもの(廃

業含む)であることが確認された。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、市町村とも連携を図りつつ、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、引き続き、令和3年の老人福祉法の改正内容を踏まえ、市町村との連携のうえ、未届の有料老人ホームの積極的な発見をしていただくとともに、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」(平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知)等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続は、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の 処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都 道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態 把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者 の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

令和3年4月より施行された改正老人福祉法において、市町村が有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等にあたって、都道府県と市町村とでより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととするとともに、市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとされたところ。

このため、未届の有料老人ホームの徹底した実態把握をより一層進め、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれたい。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、 未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小 規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

また、新たに確認された未届の有料老人ホームについては、届出制度を把握していないこと等も考えられることから、早期に届出を行うよう指導すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回(令和5年度)調査に引き続き、今回(令和6年度)の調査においても、老人福祉 法第29条第9項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認 された。

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの件数は前回(令和5年度)調査の52件(前払金を徴収している有料老人ホーム全体に占める割合2.3%)に対し、今回(令和6年度)調査では23件(同1.0%)となり、件数・割合ともに減少した。これは、有料老人ホームの数が増加している中、前払金の保全措置に関して厳正な指導監督が行われた結果であるが、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねないことを踏まえ、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いするとともに、違反施設の着実な解消につなげる観点から、令和6年度の調査で把握した違反施設について、今年度の調査で改善状況を報告いただき、その結果を公表することを予定しているので、予めご了知いただきたい。

また、平成30年の老人福祉法の改正により、これまで、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となっているため、引き続き、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来から保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対 しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前 払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事 業者に対して周知徹底を図ること。

なお、利用料等の前払い方式から月払い方式へ変更することや、保全措置を講じる 意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム 事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」によ る「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこ と。

- 2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について
- (1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知)の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」(平成30年3月20日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等)を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(同令別表第一(6)項ロに掲げる施設)については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。(ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。)

なお、未届の有料老人ホーム(※)については、当該助成制度の対象外としているので 念のため申し添える。

(※) ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、 老人福祉法に基づく届出は不要とされているため、当該助成制度においては届出を したものとみなし、助成の対象としている。

【既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業】

- ① 1,000㎡未満の場合 9,710円/㎡
- ② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,710円/㎡+244万円まで

(3) 有料老人ホームの情報公表について

老人福祉法の規定に基づき、各都道府県等においては、有料老人ホームの一覧表や各施設の重要事項説明書をホームページ上に掲載するなどの方法で、有料老人ホームの情報を公表している。

厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」の生活関連情報に、有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加しており、現在、この機能を使って検索できる有料老人ホームは、令和7年4月1日現在、全国で7,950件と約半数に留まっており、掲載件数がゼロの都道府県が9自治体となっている。有料老人ホームに入居しようとする方の適切な選択に資することから、本システムへの入力とこれを活用した情報公表をお願いしたい。

なお、本システムに情報登録することで、「災害時情報共有システム」の機能も使用できるようしており、災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるためにも、積極的な情報登録を行っていただくようあわせてお願いしたい。

以上